

電力4社カルテル、公取、課徴金過去最高額を通知

—関西電力はなぜ課徴金を免れたのか？—

電力大手カルテル、公取が処分意向

2022年12月2日の各社報道によれば、事業者向けの電力販売でカルテルを結んで自由競争を阻害した（独占禁止法違反・不当な取引制限）として、公正取引委員会（公取）は、中部・中国・九州電力株式会社3社に対して合計1000億円超の課徴金納付を命ずる処分案を3社に通知したという。

小売業の課徴金は当該対象の売上高の3%であるから、カルテル上の3社の売上は3兆円超の規模となる。指摘されたカルテルは、「特別高圧電力」「高圧電力」の販売において、2018年秋ごろから、お互いに他社の区域における営業活動を控え、顧客獲得競争を回避する協定を結んでいた疑い。関西電力を含めて4社が関与したという。

電力の小売販売は、2016年に家庭用も含めて全面自由化されたが、「特別高圧電力」は2000年から、「高圧電力」は2005年までに自由化されていた。「特別高圧電力」は、大規模工場やオフィスビル向け、「高圧電力」は中小工場・ビル向けだが、大規模工場などでは一定の周波数の送電という電力の品質が求められる。しかし、各大手電力はすでにその技術を獲得している。したがって、高圧部門の顧客獲得は、電力販売価格の競争に収斂していき、各社は安売り合戦に突入することになる。カルテル協定の背景はここにある。

関電、カルテルを主導か

報道によれば、このカルテルは、関西電力が他の3社と個別に結んだものという。2011年以降、原子力発電所が停止し、電力各社は収益が悪化していった。関西電力では、2017年に高浜3、4号機が再稼働し、料金引き下げを実施するとともに中部以西における営業活動を展開したものの、3社と顧客の奪い合い、価格競争が激化した。顧客獲得のためには料金単価引き下げが必然化することから、次第に収益悪化が避けられなくなったと考えられる。

表1は、関西電力の販売電力量の推移である。「低圧」「特定需要」がお互いの増減を補いつつ、その総量では減少を押しとどめることができていない。今回のカルテルの主舞台となった「高圧」「特別高圧」は増減を繰り返し、減少傾向に陥っている。小売電力の全面自由化に伴って、関西電力の市場シェアは後退傾向に歯止めがかからなかったと言っていい。関西電力がカルテルの相談を持ち掛けた動機がここにある。3社にとっても、“渡りに船”だった。

関電の課徴金0の怪

独占禁止法に課徴金制度が盛り込まれたのは2006年。2020年には、談合やカルテルに加わった企業などに自主的な違反申告を促すため、課徴金減免制度も導入された。表2は、課徴金減免制度に係る説明資料である。

表1：関西電力の販売電力量の推移

単位：百万kwh、百万円

年度	2017	2018	2019	2020	2021	21/17%
低圧	15,019	16,055	17,465	19,050	19,418	29.3
特定需要	31,601	25,926	21,310	18,589	16,324	▲48.4
高圧	32,390	36,956	37,940	33,685	32,041	▲1.1
特別高圧	36,234	38,889	36,276	31,007	32,874	▲9.3
総合計	115,244	117,826	112,992	102,331	100,657	▲12.7
売上高	2,236,621	2,212,270	2,236,621	1,827,163	1,613,715	▲27.9

※販売量データは、全大阪消費者団体連絡会発行「CYCLE」№1164、№1176より抜粋して作成

表2：独占禁止法の課徴金減免制度のあらまし（公取 HP から抜粋して作成）

調査開始	申請順位	申請順位に応じた減免率	協力度合いに応じた減算率
前	1位	全額免除	—
	2位	20%	+最大40%
	3～5位	10%	
	6位以下	5%	
後	最大3社（注）	10%	+最大20%
	上記以外	5%	

（注）公取の調査開始日以後に課徴金減免申請を行った者のうち、減免率10%が適用されるのは、調査開始日前の減免申請者の数と合わせて5社以内である場合に限る。

課徴金減免制度では、事業者自らが関与したカルテル・入札談合について、その違反内容を公取に自主的に申告した場合、減免申請の順位や事業者の協力が事件の真相解明に資する程度に応じて課徴金額を減算することになっている。公取が調査を開始する前に、最初に申告した者は課徴金が全額免除される。

関西電力は、自らカルテルを主導しながら、この制度を活用したことによって課徴金の納付命令を回避することができたことになる。

憤懣やる方ないのは、カルテル締結に応じたとされる3社である。

問われる関電のコンプライアンス

関西電力は、2019年9月、役員の金品受領事件が発覚。20年4月、「コンプライアンス委員会」を設置して、「ユーザー目線でのコンプライアンス意識の醸成を図るとともに、業績や事業活動をコンプライアンスに優先させることがないよう徹底し、信頼回復に全力を尽くす」と誓った。今回のカルテル騒動は、調査の最終公表ではなく、次のような不透明な点が残されている。

① カルテルを主導した関西電力はなぜ最初に申告したのか、申告できたのか。

最大の疑問は、カルテルを主導したはずの関西電力がその内幕を自ら公取に申告したのはなぜかというもの。また、公取の調査の前に申告できたのはなぜかという疑問も残る。

② カルテル締結で各社の低圧需要家は利益を受けたのか。

高圧部門の収支悪化を低圧部門の収入が補う経営構造が常態化していたところ、カルテルは、高圧部門とともに全体の収益悪化を食い止める役割を果たしたことになる。それによって、低圧部門の需要家は何らかの利益を受けたことになるであろうか。

③ 電力自由化が標榜する料金価格の低減効果は正当な評価なのか。

政府は、電力自由化を進めるにあたって、電力料金の低減化を狙いの1つに挙げていた。今回のカルテルは電力の自由化競争が呼び水になった形だが、圧倒的なシェアを持つ旧電力会社9社の優位性を与件とした電力自由化はその目標を達成することができるだろうか。

④ 関西電力のコンプライアンス経営とは何か。

関西電力は不祥事のたびにその再発防止を誓ってきた。金品受領問題を経て、コンプライアンス委員会を設け、その誓いを新たにした中での不祥事をどうとらえているのであろうか。1人芝居でマッチポンプを演じた関西電力の罪は、問われないのだろうか。

解明すべき点は少なくない。

（PARE 運営委員 飯田秀男）